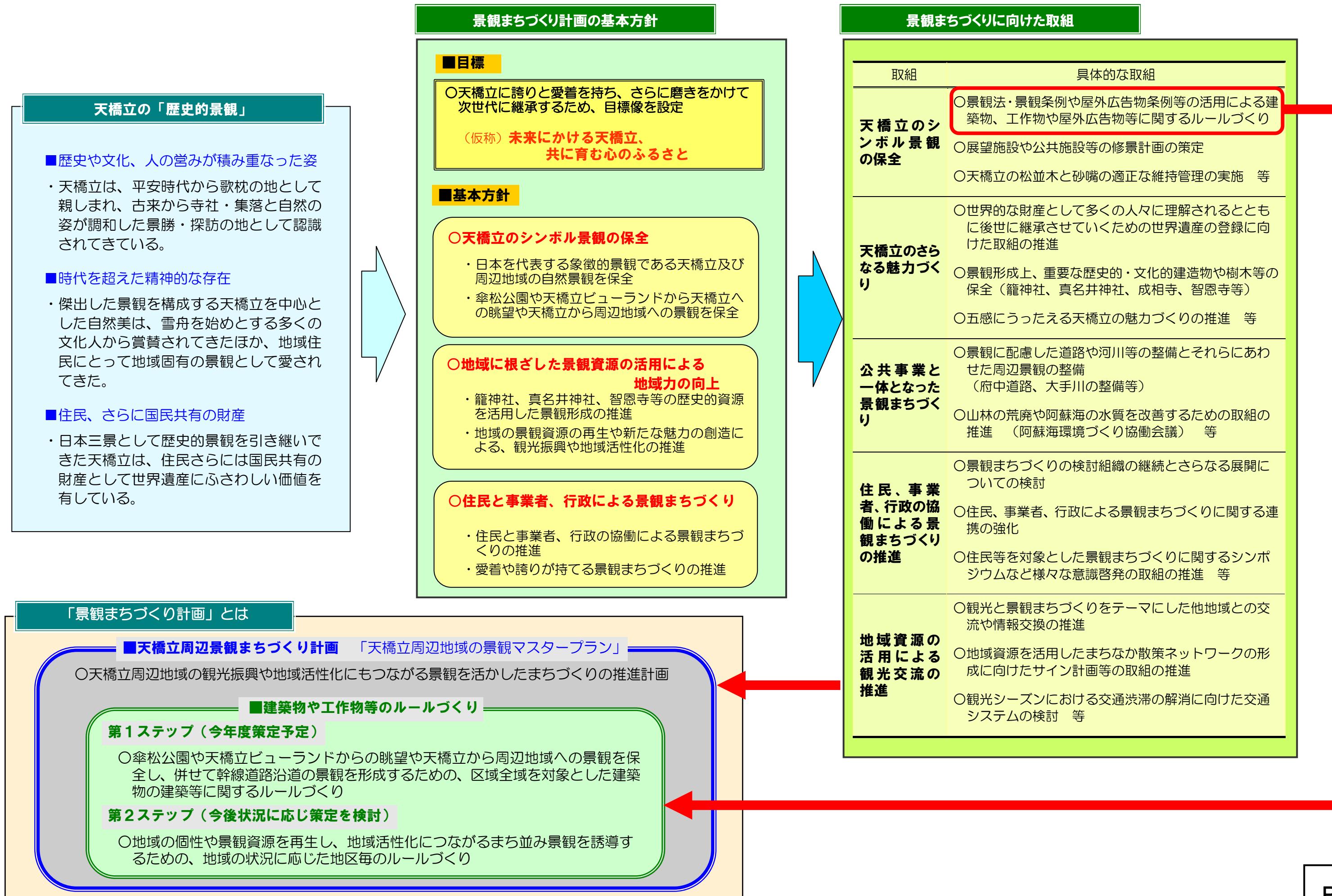


天橋立周辺景観まちづくり計画（中間案）の概要



天橋立周辺景観まちづくり計画（中間案）の概要

景観計画区域におけるゾーニングの考え方

- 眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を景観計画の区域とし、土地利用や景観特性に応じてゾーニングする。

自然景観保全ゾーン

- 山並みと海域が織りなす豊かな自然景観を有し、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な構成要素
- 「天橋立公園」「海域」（宮津湾及び阿蘇海）及びその周囲を取り巻く「山並み」（地域森林計画で規定された民有林及び国有林）の区域

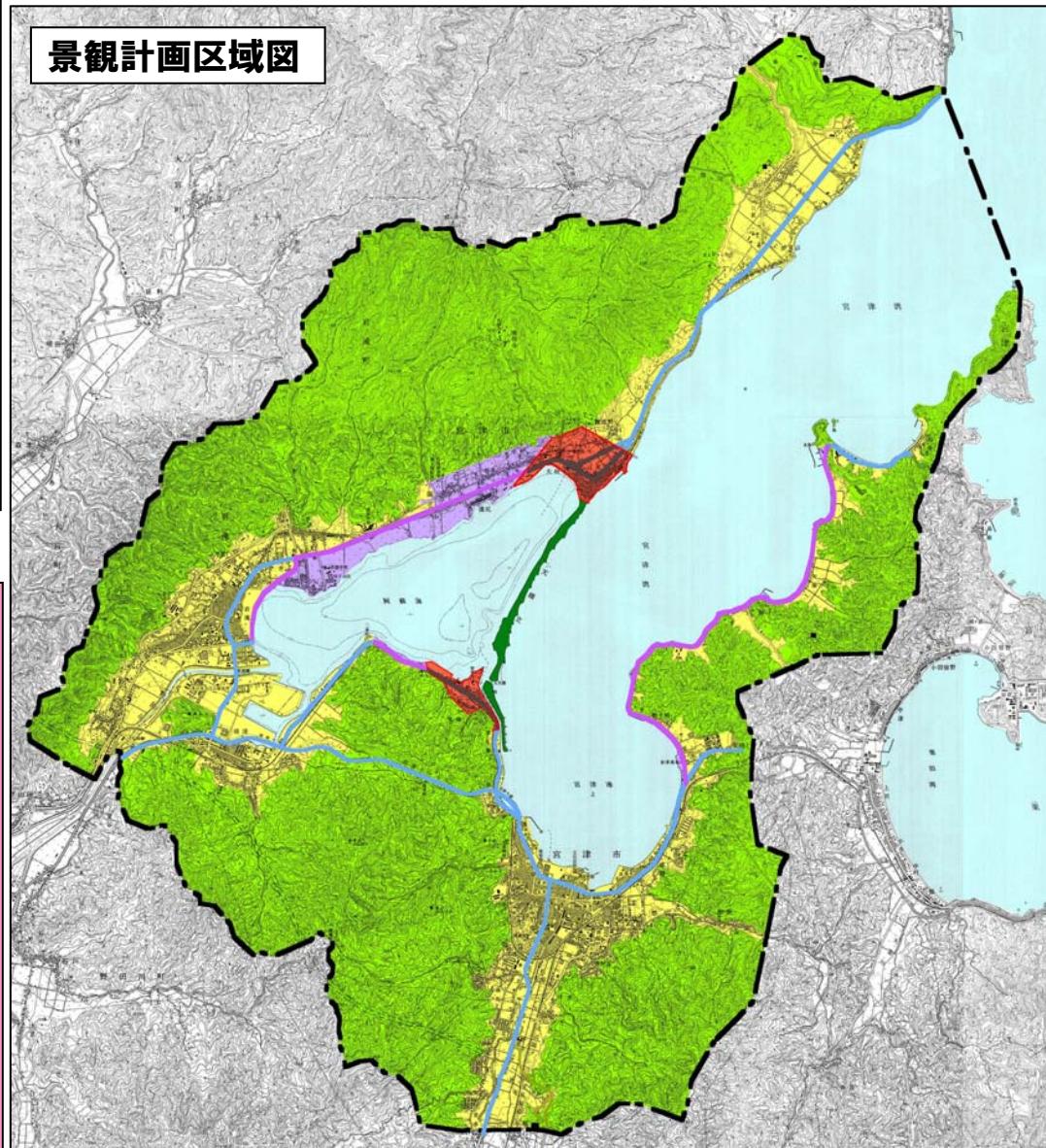


天橋立公園の松並木



阿蘇海と山並み

景観計画区域図



俯瞰景観重点ゾーン

- 天橋立とその近傍のまち並みが一体的に俯瞰される天橋立周辺を代表する象徴的な景観を有し、重点的な景観形成が必要な地域
- 主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から天橋立を一望できる区域（天橋立を中心とした100°の範囲）



天橋立ビューランドからの俯瞰



傘松公園からの俯瞰

景観形成のイメージ



凡例

景観計画区域	例
自然景観保全ゾーン	
天橋立	
海域（阿蘇海、宮津湾）	
山並み	
市街地ゾーン	
俯瞰景観重点ゾーン	
幹線道路沿道ゾーン	
眺望景観沿道ゾーン	

幹線道路沿道ゾーン

- 沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観
- 良好な沿道景観の形成のために、主要な幹線道路沿道を対象



府道綾部大江宮津線沿道（宮津市本町）



景観形成のイメージ

眺望景観沿道ゾーン

- 天橋立から眺望される対岸の沿岸域、また、来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア
- 天橋立からの眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2kmの沿岸域



天橋立から溝尻方向



景観形成のイメージ

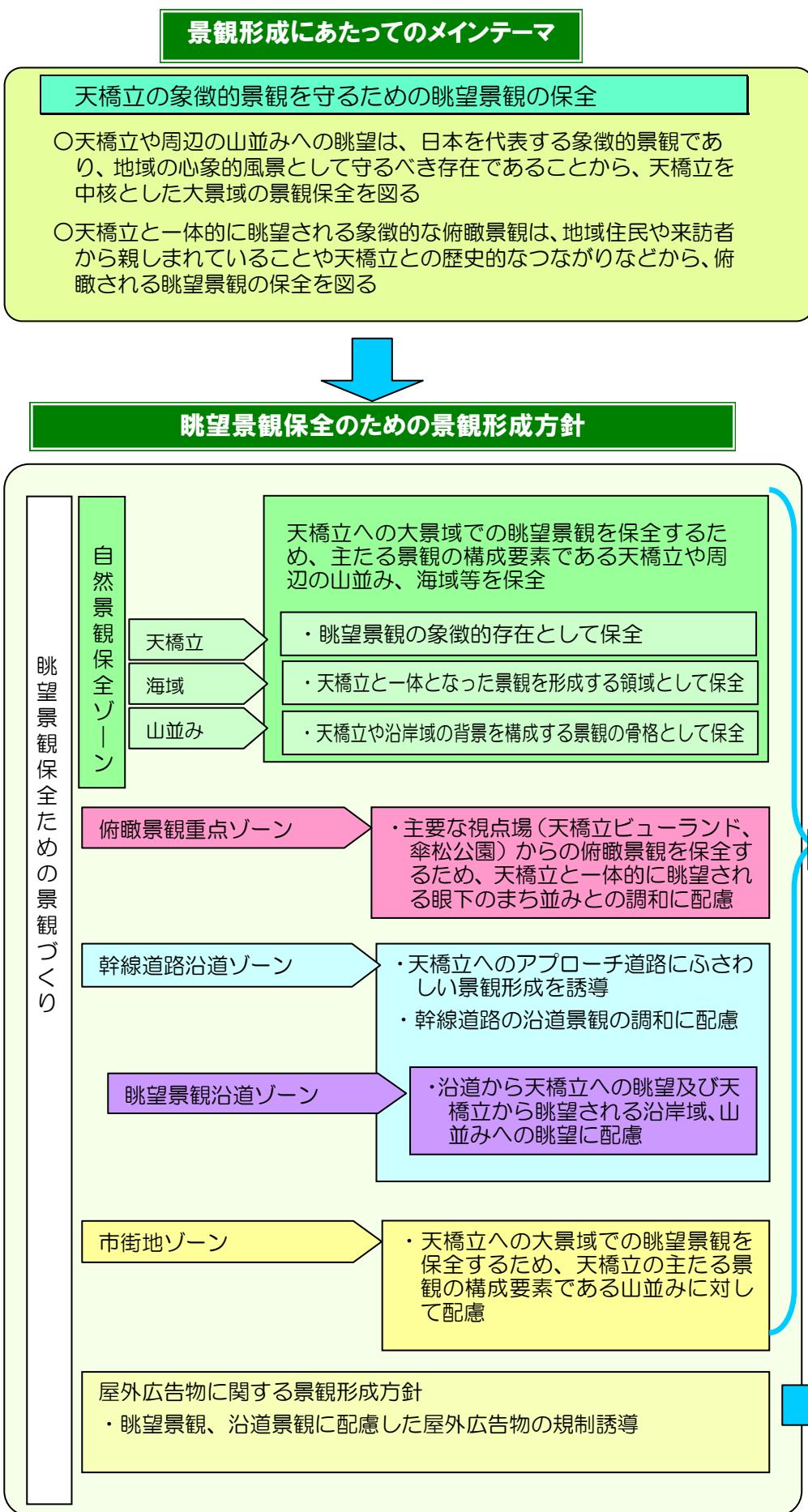
市街地ゾーン

- 天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等、他のゾーンを除く区域

景観形成のイメージ



天橋立周辺景観まちづくり計画（中間案）の概要



景観形成のためのルール																											
■建築物等の景観形成ルール	■工作物等の景観形成ルール																										
●配慮をする行為、規模	●配慮をする種類、規模																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出対象</th> <th>主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン</td><td>・煙突、高架水槽等</td></tr> <tr> <td>②上記ゾーンを除く区域</td><td>・コースター、観覧車等の遊戯施設</td></tr> <tr> <td>③対象区域全域</td><td>・コンクリートプラント等これに類する製造施設</td></tr> <tr> <td></td><td>・自動車車庫の用途に供する施設</td></tr> <tr> <td></td><td>・石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</td></tr> <tr> <td></td><td>・汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設</td></tr> <tr> <td></td><td>・装飾塔等</td></tr> <tr> <td></td><td>・リフト、ケーブルカー等の移動施設 等</td></tr> </tbody> </table>	届出対象	主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）	①自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン	・煙突、高架水槽等	②上記ゾーンを除く区域	・コースター、観覧車等の遊戯施設	③対象区域全域	・コンクリートプラント等これに類する製造施設		・自動車車庫の用途に供する施設		・石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設		・汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設		・装飾塔等		・リフト、ケーブルカー等の移動施設 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）</th> <th>主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮</td><td>・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮</td></tr> <tr> <td>・隣接するまち並みとの調和に配慮</td><td>・隣接するまち並みとの調和に配慮</td></tr> <tr> <td>・周辺景観との調和に配慮</td><td>・周辺景観との調和に配慮</td></tr> </tbody> </table>	主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）	主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）	・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮	・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮	・隣接するまち並みとの調和に配慮	・隣接するまち並みとの調和に配慮	・周辺景観との調和に配慮	・周辺景観との調和に配慮
届出対象	主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）																										
①自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン	・煙突、高架水槽等																										
②上記ゾーンを除く区域	・コースター、観覧車等の遊戯施設																										
③対象区域全域	・コンクリートプラント等これに類する製造施設																										
	・自動車車庫の用途に供する施設																										
	・石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設																										
	・汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設																										
	・装飾塔等																										
	・リフト、ケーブルカー等の移動施設 等																										
主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）	主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）																										
・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮	・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮																										
・隣接するまち並みとの調和に配慮	・隣接するまち並みとの調和に配慮																										
・周辺景観との調和に配慮	・周辺景観との調和に配慮																										
●景観形成項目	●景観形成項目																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置・形態</td><td>・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮</td></tr> <tr> <td>色彩</td><td>・隣接するまち並みとの調和に配慮</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	位置・形態	・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮	色彩	・隣接するまち並みとの調和に配慮	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置・形態</td><td>・周辺景観との調和に配慮</td></tr> <tr> <td>色彩</td><td>・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	位置・形態	・周辺景観との調和に配慮	色彩	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮														
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
位置・形態	・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮																										
色彩	・隣接するまち並みとの調和に配慮																										
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
位置・形態	・周辺景観との調和に配慮																										
色彩	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮																										
■開発行為等	■開発行為等																										
●配慮をする規模	●配慮をする規模																										
自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン	500m以上の行為																										
上記ゾーンを除く区域	3,000m以上の行為																										
●景観形成項目	●景観形成項目																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為</td><td>・現況の地形変更を抑え、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮</td></tr> <tr> <td></td><td>・法面やよう壁を設ける場合は、分割配置等により圧迫感を低減し、天橋立や主要な視点場から容易に望見されないよう配慮</td></tr> <tr> <td></td><td>・生じた法面及び開発区域外周の緑化を図る</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	開発行為	・現況の地形変更を抑え、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮		・法面やよう壁を設ける場合は、分割配置等により圧迫感を低減し、天橋立や主要な視点場から容易に望見されないよう配慮		・生じた法面及び開発区域外周の緑化を図る	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石の採取・鉱物の採掘</td><td>・周囲から望見できないよう採取位置、方法等を配慮</td></tr> <tr> <td></td><td>・生じた法面の緑化を図る</td></tr> <tr> <td></td><td>・行為場所や外周部での既存森林の保全に努める</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	土石の採取・鉱物の採掘	・周囲から望見できないよう採取位置、方法等を配慮		・生じた法面の緑化を図る		・行為場所や外周部での既存森林の保全に努める										
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
開発行為	・現況の地形変更を抑え、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮																										
	・法面やよう壁を設ける場合は、分割配置等により圧迫感を低減し、天橋立や主要な視点場から容易に望見されないよう配慮																										
	・生じた法面及び開発区域外周の緑化を図る																										
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
土石の採取・鉱物の採掘	・周囲から望見できないよう採取位置、方法等を配慮																										
	・生じた法面の緑化を図る																										
	・行為場所や外周部での既存森林の保全に努める																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木竹の伐採</td><td>・周辺景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める</td></tr> <tr> <td></td><td>・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺め、周辺の植生との連続性に配慮した緑化に努める</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	木竹の伐採	・周辺景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める		・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺め、周辺の植生との連続性に配慮した緑化に努める	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石等の堆積</td><td>・天橋立や主要な視点場から容易に望見できないよう位置、配置を工夫</td></tr> <tr> <td></td><td>・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し行為地外周の遮蔽緑化に努める</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	土石等の堆積	・天橋立や主要な視点場から容易に望見できないよう位置、配置を工夫		・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し行為地外周の遮蔽緑化に努める														
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
木竹の伐採	・周辺景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める																										
	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺め、周辺の植生との連続性に配慮した緑化に努める																										
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
土石等の堆積	・天橋立や主要な視点場から容易に望見できないよう位置、配置を工夫																										
	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し行為地外周の遮蔽緑化に努める																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水面の埋立て又は干拓</td><td>・護岸の表装は自然素材の利用に努め、法面が生じる場合は、緑化を図る</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	水面の埋立て又は干拓	・護岸の表装は自然素材の利用に努め、法面が生じる場合は、緑化を図る	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な景観形成基準</th> <th>主な景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定照明</td><td>・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。</td></tr> <tr> <td></td><td>・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。</td></tr> </tbody> </table>	主な景観形成基準	主な景観形成基準	特定照明	・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。		・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。		・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。														
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
水面の埋立て又は干拓	・護岸の表装は自然素材の利用に努め、法面が生じる場合は、緑化を図る																										
主な景観形成基準	主な景観形成基準																										
特定照明	・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。																										
	・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。																										
	・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。																										
●屋外広告物の設置方針	●屋外広告物の設置方針																										
●屋外広告物の設置に関する方針	●屋外広告物の設置に関する方針																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>方針</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>俯瞰景観重点ゾーン</td><td>・「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」「建植広告物」等の設置は行わないよう努める</td></tr> <tr> <td>幹線道路沿道ゾーン</td><td>・まち並みと調和した高さ、位置及び意匠とともに、非自己用の建植看板等の設置は行わないよう努める</td></tr> <tr> <td>眺望景観沿道ゾーン</td><td>・「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」等の設置は行わないよう努める</td></tr> </tbody> </table>	方針	方針	俯瞰景観重点ゾーン	・「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」「建植広告物」等の設置は行わないよう努める	幹線道路沿道ゾーン	・まち並みと調和した高さ、位置及び意匠とともに、非自己用の建植看板等の設置は行わないよう努める	眺望景観沿道ゾーン	・「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」等の設置は行わないよう努める	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方針</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出対象</td><td>届出対象となる規模の建築物及び工作物の外観に対する、観覧に供するための照明</td></tr> <tr> <td>主な景観形成基準</td><td>・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。</td></tr> <tr> <td></td><td>・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。</td></tr> </tbody> </table>	方針	方針	届出対象	届出対象となる規模の建築物及び工作物の外観に対する、観覧に供するための照明	主な景観形成基準	・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。		・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。		・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。								
方針	方針																										
俯瞰景観重点ゾーン	・「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」「建植広告物」等の設置は行わないよう努める																										
幹線道路沿道ゾーン	・まち並みと調和した高さ、位置及び意匠とともに、非自己用の建植看板等の設置は行わないよう努める																										
眺望景観沿道ゾーン	・「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」等の設置は行わないよう努める																										
方針	方針																										
届出対象	届出対象となる規模の建築物及び工作物の外観に対する、観覧に供するための照明																										
主な景観形成基準	・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。																										
	・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。																										
	・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。																										